

外部委託推進ガイドライン 概要

外部委託とは

市が直接提供してきた行政サービスを、民間企業やNPO法人、住民団体、個人などの外部に委ねること。

外部委託の目的

市が提供している行政サービスについて、民間が有するノウハウを活用することで、サービス水準の維持または向上を図るとともに、提供コストの削減を進めていくために、多様な公民連携によるサービスの提供を目指す。

外部委託導入の視点

□サービス水準の維持・向上

委託する際には、サービス水準の維持または向上が大前提であるため、最低限確保すべきサービスの水準を明確にする。

□提供コストの削減

事業の効率性を上げ、コストの削減を図る。

□導入効果の考え方

外部委託を導入する際には、直営と委託でのコストの比較（効果額の算出）を行う。

サービス水準が維持されている場合、効果額が大きいほど、事業の効率性や費用対効果が向上したと考えられる。

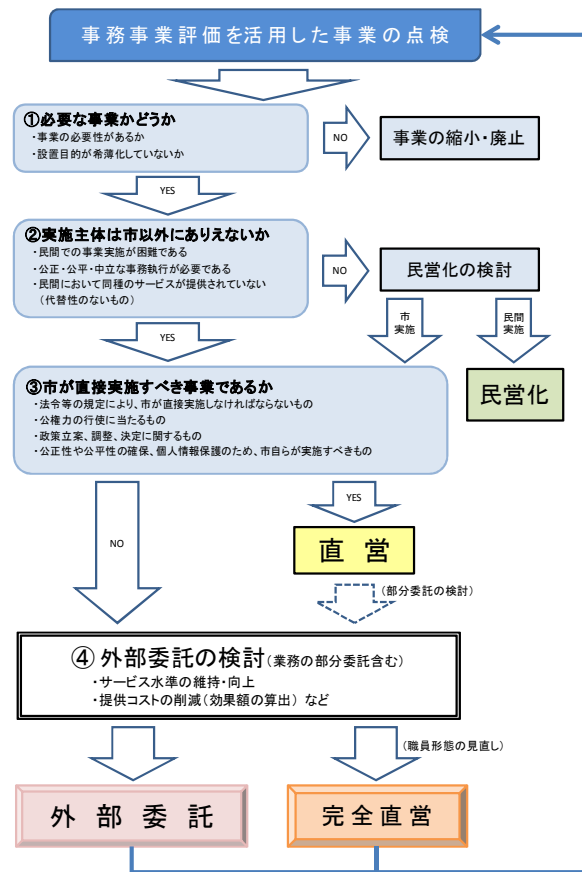
外部委託の検討

□対象

実施しているすべての事業を対象とする。
ただし、法令上の規定や公正性・公平性の観点から市が直接実施すべき事業は除く。

□検討手順

下図の手順に沿って、外部委託を検討する。



事業手法一覧

- ①業務委託
- ②指定管理者制度
- ③PFI
- ④包括的民間委託
- ⑤事業アイデア募集制度
- ⑥公設民営方式
- ⑦業務の一括委託

留意事項

外部委託の導入の際には以下の点に留意する。

- ・法令の適合性の確認
- ・民間の状況把握
- ・サービス水準の確保
- ・責任の明確化
- ・守秘義務
- ・透明性・公平性の確保
- ・ノウハウ等の維持・継承

今後の取組みについて

□推進体制

第3次行財政改革大綱推進計画に掲げられている「民間委託の推進」の取組みを着実に進行していくために本ガイドラインに沿って全庁的に外部委託を進める。

□進行管理

外部委託の導入状況について、第3次行財政改革大綱推進計画の進捗管理のため毎年度調査を実施し、結果を公表する。